



(号外) 独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕

- 出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令 (四二〇)
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令 (四一九)
- 厚生年金基金令の一部を改正する政令 (四一七)
- 確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令 (四一八)
- 出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令 (四一七)
- 家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令の一部を改正する命令 (内閣府・経済産業二)
- 家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令の一部を改正する命令 (内閣府・経済産業二)
- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府七〇)
- 家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令 (同七一)
- 金融商品取引業等に関する内閣府令 (同七二)
- 津波防災地域づくりに関する法律施行規則 (同九九)
- 水防法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇〇)
- 都市計画法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇一)
- 駐車場法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇二)
- 公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令 (同一〇三)

二 三 四 五 六 七 二 三 四 五 六 七 二 三 四 五 六 七

〔府令〕

- 鉱業法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令 (四一二)
- 鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令 (四一三)
- 鉱業法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (四一四)
- 家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令 (四一五)
- 輸出貿易管理令の一部を改正する政令 (四一六)
- 厚生年金基金令の一部を改正する政令 (四一七)
- 確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令 (四一八)
- 出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令 (四一九)
- 家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令の一部を改正する命令 (内閣府・経済産業二)
- 家庭用品品質表示法に基づく申出の手續等を定める命令の一部を改正する命令 (内閣府・経済産業二)
- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府七〇)
- 家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令 (同七一)
- 金融商品取引業等に関する内閣府令 (同七二)
- 津波防災地域づくりに関する法律施行規則 (同九九)
- 水防法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇〇)
- 都市計画法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇一)
- 駐車場法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇二)
- 公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令 (同一〇三)

二 三 四 五 六 七 二 三 四 五 六 七 二 三 四 五 六 七

- 株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (四二三)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令 (四二四)
- 道路交通法施行令の一部を改正する政令 (四一一)
- 鉱業法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令 (四一二)
- 鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令 (四一三)
- 鉱業法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (四一四)
- 家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令 (四一五)
- 輸出貿易管理令の一部を改正する政令 (四一六)
- 厚生年金基金令の一部を改正する政令 (四一七)
- 確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令 (四一八)
- 出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (四一九)
- 家庭用品品質表示法に基づく申出の手續等を定める命令の一部を改正する命令 (内閣府・経済産業二)
- 家庭用品品質表示法に基づく申出の手續等を定める命令の一部を改正する命令 (内閣府・経済産業二)
- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府七〇)
- 家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令 (同七一)
- 金融商品取引業等に関する内閣府令 (同七二)
- 津波防災地域づくりに関する法律施行規則 (同九九)
- 水防法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇〇)
- 都市計画法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇一)
- 駐車場法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇二)
- 公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令 (同一〇三)

二 三 四 五 六 七 二 三 四 五 六 七 二 三 四 五 六 七

- 地方自治法施行規則の一部を改正する省令 (総務一六九)
- 地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令 (同一七〇)
- 在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令 (総務・外務一)
- 戸籍法施行規則の一部を改正する省令 (法務四二)
- 出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する特例法施行規則 (同四三)
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する特例法施行規則 (同四四)
- 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (国土交通九八)
- 津波防災地域づくりに関する法律施行規則 (同九九)
- 水防法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇〇)
- 都市計画法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇一)
- 駐車場法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇二)
- 公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令 (同一〇三)

二 三 四 五 六 七 二 三 四 五 六 七 二 三 四 五 六 七

- 在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示 (法務五八二)
- 賃貸住宅管理業務処理準則の一部を改正する件 (国土交通一三一七)
- 気象庁予報警報規程の一部を改正する件 (気象庁一六)
- 自衛隊法施行規則の一部を改正する省令 (防衛一六)

二 三 四 五 六 七 二 三 四 五 六 七 二 三 四 五 六 七

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令
金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)の一部を次のように改正する。
第八十五条第一項ただし書中「第八号まで及び第十三号」を「第九号まで及び第十三号」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを「一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 当該不動産信託受益権に係る信託財産である宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百一十三号)第五十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その旨

附 則

この府令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日(平成二十三年十一月一十七日)から施行する。

府令・省令

○内閣府令第一号

家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第二百四号)を実施するため、家庭用品品質表示法に基づいて申出の手続等を定める命令の一部を改正する命令を次のとおり定める。

平成二十三年十一月二十六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 藤村 修

経済産業大臣 枝野 幸男

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 藤村 修

家庭用品品質表示法に基づいて申出の手續等を定める命令の一部を改正する命令を次のとおり定める。

第三条中「第二条」を「前条第一項」に改め、「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「都道府県知事又は市長」に改める。

この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○内閣府令第六号

津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百一十三号)の施行に伴い、及び不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七条)第二十四条第一項の規定に基づき、不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令を次のとおり定める。

平成二十三年十一月二十六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 藤村 修

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 前田 武志

不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令

不動産特定共同事業法施行規則(平成七年建設省令第1号)の一部を次のとおり改正する。

第二十条第一項第一号中「から第五号まで」に「及び第1号」を「から第六号まで」に改め、「第三号まで」に改める。

この命令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日(平成二十三年十一月一十七日)から施行する。

○内閣府令第七号

津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百一十三号)の施行に伴い、並びに宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第二百七十六号)第三十五条第一項第十四号イ及びロ並びに同条第三項第七号(同法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 藤村 修
国務大臣 前田 武志

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令

宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条の四の三中「及び第二号」を「から第1号まで」に、「第五号」を「第六号」に、「第一二号」を「から第三号まで」に、「第七号から第十二号」を「第八号から第十三号」に、「第五号」を「第四号」に、「第一三号」から第十一号までを「一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百一十三号)第五十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その面

第十六条の四の七中「第一二号」を「から第三号まで」に、「第六号」を「第七号」に改め、第六号を第七号とし、第三号から第五号までを「一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該信託財産である宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百一十三号)第五十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その面

第十九条の二の六中「第一二号」を「から第三号まで」に、「第六号」を「第七号」に改め、第六号を第七号とし、第三号から第五号までを「一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 当該信託財産である宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百一十三号)第五十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その面

附 則

この命令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日(平成二十三年十一月一十七日)から施行する。

○内閣府令第八号

津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百一十三号)第五十六条第一項第三号、第五十八条第一項第一号第二号、第六十一条第一項第二号、第六十三条第一項(同法第六十七条において準用する場合を含む。)及び第六十五条(同法第六十七条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 藤村 修
国務大臣 前田 武志

指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令

(指定避難施設の管理方法に関する基準)

第一条 津波防災地域づくりに関する法律(以下「法」という。)第五十六条第一項第三号の内閣府令・国土交通省令で定める基準は、避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動(第三条第一号において「物品の設置等」という。)による避難上の支障を生じさせないことをする。

この命令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日(平成二十三年十一月一十七日)から施行する。

第一条 法第五十八条の規定による届出は、別記様式の届出書を提出して行うものとする。